

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設ナーシングプラザ流山 (指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション)

事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団愛友会（以下「事業者」という。）が医療法人社団愛友会 介護老人保健施設ナーシングプラザ流山（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）の居宅において、適正な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）を提供すること目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業の実施に当たっては、要介護者（要支援者）の意見及び人格を尊重し、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
2. 指定訪問リハビリテーション事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の居宅において理学療法、作業療法又は、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことによって、要介護者の心身の機能維持回復を図るものとする。
3. 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
4. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、包括支援センター等並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山
2. 所在地 流山市前ヶ崎248-1

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、人員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士3名以上。
2. 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)計画書及び報告書に基づき居宅を訪問し、サービスの提供にあたる。
3. 勤務年数7年以上の者を1名以上配置する。
4. 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤 (人)	非常勤 (人)	職務の内容
管理者	1		管理(兼務)
理学療法士	2		訪問リハビリテーション(兼務)
作業療法士	1. 1		訪問リハビリテーション(兼務)
言語聴覚士	0. 1		訪問リハビリテーション(兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする(祝日を含むものとする)
ただし、12月31日から1月3日を除く。
2. 営業時間 9時00分から17時30分までとする。
3. 連絡体制 営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治の医師の指示に基づき、要介護者等の心身の機能維持回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って行う。

(利用料等)

第7条

1. 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた額とする。
2. 第10条の通常事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、通常事業の実施地域を越えた地点からその交通費の実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

片道 (km)	1回の料金
通常事業の実施地域を越えた地点から	
2 km未満	0円
2～6 km未満	200円
6～11 km未満	300円
11～16 km未満	400円
16～21 km未満	500円
21～26 km未満	600円
26～30 km未満	700円
30 km以上は5 kmあたり	100円加算

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条

1. 事業を実施中に、利用者の病状に急変やその他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。また、主治の医師への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡する。

（苦情処理）

- 第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第10条 通常の事業の実施地域は当施設を中心とした概ね半径5 km以内に位置する地域とする。なお該当地域を超える地域に対しては第7条に定めたとおり別途交通費を請求することとする（要相談）

流山市では 東初石・若葉台・上貝塚・西初石・桐ヶ谷・大畔・下花輪・西柏台・
 おおたかの森北・おおたかの森南・おおたかの森東・おおたかの森西・
 美田・十太夫・駒木・後平井・前平井・平和台・中・加・西平井・
 流山南・流山・木・三輪野山・市野谷・古間木・思井・宮園・鱈ヶ崎・
 芝崎・長崎・野々下・前ヶ崎・名都借・西松ヶ丘・松ヶ丘・向小金

松戸市では 横須賀・七右衛門新田・新松戸北・新松戸・新松戸南・大金平・大谷口・
 中金杉・幸田・平賀・東平賀・殿平賀・小金・小金きよしヶ丘・
 小金清志町・小金常総町・幸谷・二ツ木・三ヶ月・久保平賀・根木内・
 小金原・主水新田・旭町・西馬橋・馬橋・八ヶ崎・栗ヶ沢

柏市では 豊四季・豊上町・明原・豊四季台・末広町・旭町・泉町・中央・新富町・豊平町・吉野沢・富里・若葉町・南柏・豊町・緑ヶ丘・日立台・名戸ヶ谷・永楽町・今谷上町・今谷南町・豊住・新柏・中原・つくしが丘・中新宿・東中新宿・光ヶ丘・東山・西山・酒井根・高田・松ヶ崎・大山台・篠籠田・西町・青葉台

(個人情報保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に対して周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

(業務継続計画の策定に関する事項・BCP)

第13条

1. 事業者は感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期に業務の再開を図り、利用者に対して（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的なものにするため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は従業員に対して業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第14条

- 1 事業者は事業所内の感染症の予防及びまん延防止対策として次の各号にかける措置を講ずるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に対して周知徹底を図る。

※社会状況によっては適宜開催

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業者は従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

1. 事業者は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
2. 従事者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
3. 従事者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、医療法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定まるものとする。

附則

この規程は、平成21年 7月10日から施行
平成24年 9月 1日から改定
平成25年10月 1日から改定
平成26年 1月 1日から改定
平成30年 8月 1日から改定
令和 4年 9月 1日から改定
令和 5年10月 1日から改定